

HNS資機材要員配備証明書の緊急発行（特別）の取扱要領について

平成24年2月1日改訂

1. 「HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程」(以下「料金規程」という。)第4条第6号に基づき、銀行休業日が3日以上連続する場合の各種証明書の申込み締切日の特例については、原則としてこの取扱要領の定めるところによる。
2. センターは、銀行休業日が3日以上連続する場合の各種証明書の申込み締切日について、「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」(以下「約款」という。)第3条第2号但し書の「緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間開始日の2日前」のほかに、委託者が次の各号をすべて満足して、この取扱要領「3.」に定める「緊急発行（特別）指定日」に所要の手続きを完了した場合に限り、有効期間開始日の前日（銀行営業日に限る）に各種証明書を緊急発行する（以下「前日の緊急発行」という。）ことができる。
 - (1) 対象となる証明書は、年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書とする。
 - (2) 各種証明書の前日の緊急発行の追加料金（外税）は、約款及び料金規程のとおり、年間証明書及び限定年間証明書については当該証明書料金の10%、指定期間証明書については証明書料金の50%とする。
 - (3) 委託者は、センターに「緊急発行（特別）指定日」の正午（日本時間）までに、当該証明書料金及び追加料金等をセンターの指定口座に振り込み、その着金をセンターに確認すること。
 - (4) 委託者は、当該証明書の発行後に、対象船舶が「特定海域に入域した日」を確認することができる書類として、外航船にあつては「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」第44条の「船舶保安情報の通報」の写し、内航船にあつては航海日誌の写し、その他対象船舶が特定海域に入域した日を確認できる書類の写しを、センターに遅滞なくファクシミリ等により送信すること。
3. センターが指定する「緊急発行（特別）指定日」は、原則として銀行休業日が3日以上連続する日の直近及び直後の銀行営業日とする。この「緊急発行（特別）指定日」の公表については、翌事業年度に備えて、センターホームページ等で周知するとともに、本取扱要領に記載する。
4. 「緊急発行（特別）指定日」の「前日の緊急発行」手続きは、ファクシミリにより行うこととし、希望者はセンターに電話連絡を行い、その指示に従うこと。
5. 平成24事業年度の「緊急発行（特別）指定日」は、次表のとおりとする。

平成24年	4月27日、5月1日、5月2日、5月7日、7月13日、7月17日、9月14日、9月18日、10月5日、10月9日、11月22日、11月26日、12月21日、12月25日、12月28日
平成25年	1月4日、1月11日、1月15日

附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

【参考】

「2日前までの緊急発行」と「前日の緊急発行（特別）」の例示

(1) 2日前までの緊急発行の場合（例）・・・原則これまでどおり。

26木	27金	28土	29日	30月	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火
					/	/						

発行希望日 緊急発行≠切日

発行希望日 緊急発行≠切日

発行希望日 緊急発行≠切日

発行希望日 緊急発行≠切日

(2) 前日の緊急発行の場合（例）・・・やむを得ず特別に発行を希望する場合。

26木	27金	28土	29日	30月	1火	2水	3木	4金	5土	6日	7月	8火
					/	/					/	

○ 「緊急発行（特別）指定日」

発行希望日 緊急発行（特別）≠切日の正午までに着金確認

発行希望日 緊急発行（特別）≠切日の正午までに着金確認

発行希望日 緊急発行（特別）≠切日の正午までに着金確認

発行希望日 緊急発行（特別）≠切日の正午までに着金確認

(3) 当日の発行

発行希望日の当日入金、当日着金確認による当日発行は実施しません。

以上